栃木県公安委員会

Tochigi Prefectural Public Safety commission

第9回定例公安委員会開催概要

開催年月日: 令和7年3月19日(水) 9:45~11:45

出席者 〇 公安委員会…蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員

警察本部…人身安全少年課調査官、交通聴聞官、免許企画管理官公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室員

1 個別案件事項

(1) ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について(令和7年2月分)

人身安全少年課調査官から、令和7年2月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令及び 警告の実施状況について報告を受け、これを了承した。

(2) 少年指導委員の委嘱について

人身安全少年課調査官から、令和7年4月1日から令和9年3月31日までを任期とする少年指導委員について、定員が614人のところ、4月1日付で532人を委嘱するとともに、今後、残りの82名について順次委嘱することについて報告を受け、これを了承した。

(3) 意見の聴取の開催について

交通聴聞官から、本日開催した意見の聴取に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、12人に対する処分を決定した。

(4) 聴聞の開催について

交通聴聞官から、本日開催した聴聞に係る運転免許取消処分対象者の処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、9人に対する処分を決定した。

(5) 弁明の機会の付与の開催について

交通聴聞官から、本日開催した弁明の機会の付与に係る運転免許の事後取消処分者1名の処分 事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、処分を決定した。

(6) 意見の聴取、聴聞の日時決定について

交通聴聞官から、4月2日午前8時30分から運転免許取消処分対象者12人に対する意見の聴取及び同日午前9時00分から運転免許取消処分対象者6人に対する聴聞について、それぞれ運転免許管理課において開催することについて報告を受け、これを了承した。

(7) 「栃木県道路交通法施行細則」の一部改正について

免許企画管理官から、道路交通法の一部を改正する法律が3月24日から施行され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始することに伴い、マイナ免許証に係る手続きを定めること等のため、栃木県道路交通法施行細則を一部改正することについて報告を受け、これを了承した。

(8) 「栃木県公安委員会公印規程」の一部改正について

免許企画管理官から、道路交通法の一部を改正する法律が3月24日から施行され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始することに伴い、マイナ免許証に係る手続きを定めること等のため、栃木県公安委員会公印規程を一部改正することについて報告を受け、これを了承した。

(9) 「栃木県公安委員会事務専決規程」の一部改正について

免許企画管理官から、道路交通法の一部を改正する法律が3月24日から施行され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始することに伴い、マイナ免許証に係る手続きを定めること等のため、栃木県公安委員会事務専決規程を一部改正することについて報告を受け、これを了承した。

(10) 地方自治法第121条及び栃木県議会委員会条例第18条の規程に基づく委任の変更及び報告について

総務課から、地方自治法第121条及び栃木県議会委員会条例第18条の規定に基づき、委任手続きを行うことついて報告を受け、これを了承した。